

令和4年8月豪雨災害対策融資保証

制度の特徴

災害救助法適用地域において被災証明を受けた事業者の資金繰りを支援するため、低利・低保証料の融資制度を創設するもの保証料を引き下げた制度です。

対 象 者	1. 6市1町内（ <u>金沢市・小松市・白山市・加賀市・能美市・野々市市・能美郡川北町</u> ）の事業者。 2. 所在地の市町村又は消防署長より、所定の被災証明を受けたものであること。
保 証 限 度 額	8,000万円
保 証 期 間	10年以内
据 置 期 間	2年以内
金 利	1.0%以内
保 証 料	一般 0.13%~1.15%（担保付は0.03%割引） SN4号 0.5%
担 保	必要に応じ徴求
連 帯 保 証 人	必要となる場合があります。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。